

事業報告書

(自 令和 4年7月1日 至 令和 5年6月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 藤山循環器内科医院
- ① 財団 社団 ( 出資持分なし 出資持分あり )
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人  
出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県諫早市高来町峰9番地5
- (3) 設立認可年月日 平成3年11月25日
- (4) 設立登記年月日 平成3年11月30日

2 事業の概要

(1) 本来業務

(種類)	(施設の名称)	(開設場所)	(許可病床数)
診療所	藤山循環器 内科医院	諫早市高来町峰 9番地5	一般病床 9床
			療養病床 10床

(2) 附帯業務

なし

(3) 収益業務

なし

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決した事項

令和 4年8月25日 令和3年度決算の決定  
理事長任期満了に伴う重任決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 藤山循環器内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市高来町峰 9 - 5

貸 借 対 照 表

(令和 5年 6月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	210,623	I 流動負債	19,576
II 固定資産	44,353	II 固定負債	
1 有形固定資産	35,312	負債合計	19,576
2 無形固定資産	161	純資産の部	
3 その他の資産	8,880	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	225,400
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	235,400
資産合計	254,976	負債・純資産合計	254,976

様式 4 - 2

法人名 医療法人 藤山循環器内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市高来町峰 9 - 5

損 益 計 算 書  
(自 令和 4年 7月 1日 至 令和 5年 6月 30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	222,763
2 事業費用	191,544
本来業務事業利益	31,219
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	31,219
II 事業外収益	13
III 事業外費用	
経常利益	31,232
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期利益	31,232
法人税等	5,605
当期利益	25,627

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人 藤山循環器内科医院

※医療法人整理番号

所在地 諫早市高来町峰 9 - 5

財 産 目 録

(令和 5年 6月 30日現在)

1. 資 産 額	254,976 千円
2. 負 債 額	19,576 千円
3. 純 資 産 額	235,400 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	210,623
B 固 定 資 産	44,353
C 資 産 合 計 (A+B)	254,976
D 負 債 合 計	19,576
E 純 資 産 (C-D)	235,400

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

## 監 事 監 査 報 告 書

医療法人 藤山循環器内科医院  
理事長 藤 山 友 樹 殿

私は、医療法人 藤山循環器内科医院の令和4会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

### 記

#### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は、認められません。

令和 5年 8月28日  
医療法人 藤山循環器内科医院  
監 事 藤山 紀代